



復興庁 政策調査官（男女共同参画担当）の採用について

復興庁本庁（東京都港区）では、政策調査官（非常勤職員、男女共同参画に関する業務を担当）を次のとおり募集いたします。

1 業務内容

- (1) 復興庁男女共同参画班において取りまとめ・公表している「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」に掲載する事例の収集及びこれらの事例についての分析
 - (2) 復興支援活動等に男女共同参画の視点を持つことの必要性の理解促進に資するツール（資料等）の作成
 - (3) 復興支援活動等に男女共同参画の視点を持つことの必要性の理解促進を目的とした研修やワークショップ等の実施に必要なプログラム等の作成及び普及
 - (4) 上記(1)～(3)を基とした復興支援活動等に男女共同参画の視点を持つことの必要性の理解促進に資する被災地の自治体等への各種助言・協力 等
- ※ 上記業務を遂行するに当たり、岩手県、宮城県、福島県等をはじめとする被災地等への出張を想定しています。

2 募集人数

若干名

3 募集対象

以下の条件に該当する方

- (1) 大学卒業以上又はそれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 次のア及びイの要件を満たす方
 - ア 男女共同参画の推進に関する知識、経験を有するとともに、上記1業務内容(1)～(3)のいずれかを実施できる能力を有する方
 - イ 上記3募集対象(2)アの実施結果に基づき、被災地の自治体等への助言や協力ができる能力を有する方
- (3) 心身とも健康である方

なお、以下に該当する方は応募できません。

- 日本国籍を有しない方
- 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない方
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 採用予定日・任期

- (1) 採用予定日
平成28年4月1日
- (2) 任期
平成28年4月1日～平成29年3月31日
※ 業務の必要性及び勤務実績等により任期を更新する場合があります。

5 身分・服務

復興庁での身分は非常勤の一般職国家公務員となり、国家公務員法が適用されます。

6 勤務日数・勤務時間

勤務日数は、業務の状況等に応じて週1日～5日の範囲で決定します。勤務時間は、勤務日数に応じて以下のとおりとなります。

- (1) 週1日～3日勤務の場合
勤務時間は1日につき7時間45分
(9:30～12:00及び13:00～18:15)
- (2) 週4日又は5日勤務の場合
勤務時間は1日につき5時間45分
(10:00～12:00及び13:30～17:15)
- (3) 勤務を要しない日
 - ① 日曜日及び土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（上記①及び②に掲げる日を除く。）
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、勤務を要しない日としてあらかじめ人事等担当統括官が定めた日

7 給与

- (1) 給与日額（日給）
 - ① 週1日～3日勤務の場合
10,940円～16,500円
 - ② 週4日又は5日勤務の場合
8,120円～12,240円※1 いずれも、学歴及び職歴等を考慮の上決定します。
※2 給与日額は、国家公務員の給与改定に伴い変更になる場合があります。
- (2) 給与日額以外の給与
 - ① 通勤手当相当額
週4日又は5日勤務の場合には、通勤手当相当額を常勤職員の支給要件等に準じて支給します。
 - ② 超過勤務手当相当額及び休日給相当額
週5日勤務の場合で勤務を要しない日に勤務を命ぜられた場合には、超過勤務手当相当額及び休日給相当額を常勤職員の支給要件等に準じて支給します。

(3) 支給日

原則、翌月 16 日に給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき支給します。

8 社会保険

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) 及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の定めるところによります。

9 休暇

人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 3 条、第 4 条及び同規則の運用通知の定めるところに従い、休暇を付与します。

10 勤務地

復興庁本庁（東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階）

※ 平成 28 年 5 月を目途に庁舎の移転を予定しており、移転後の勤務地は、中央合同庁舎 4 号館（東京都千代田区霞が関 3-1-1）となります。

11 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書（1 通）

- ・様式自由。6 か月以内に撮影したカラー写真を添付してください。
- ・「政策調査官（男女共同参画担当）志望」と明記してください。
- ・高校卒業以降、現在までの学歴及び職歴を月単位で全て明記してください。
- ・関連する資格や実績等があれば記入するとともに、提出できる成果物等がある場合は併せて添付してください。
- ・日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明記してください。

② 志望理由書（1 通）

- ・様式は自由です。A4 横書 1,500 文字以内で記入してください。
- ・志望理由、採用後の抱負等について、可能な限り具体的に記入してください。

③ 職務経歴書（1 通）

- ・様式は自由です。A4 横書で記入してください。
- ・履歴書に記載した職歴の内容を具体的に記入してください。

(2) 提出方法

封筒の表面に、赤色で「本庁政策調査官（男女共同参画担当）応募書類在中」と記載した上で、郵送により提出してください。

(3) 提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階

復興庁 男女共同参画班

(4) 提出期限

平成 28 年 2 月 5 日（金）（必着）

※ 応募書類は、返却せず当方で責任を持って破棄させていただきますのであらかじめ御了承ください。

12 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 応募書類の提出に応じ、提出期限前であっても随時面接を行います。

1次選考（書類審査）の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方のみに、順次2次選考の日時・場所等を連絡いたします。

また、提出期限前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を終了することがありますので御承知おきください。

13 その他

復興庁政策調査官に採用された場合、復興庁職員の身分証明書として個人番号カードを使用しますので、採用日までに個人番号カードを取得していただく必要があります。

なお、個人番号カードの取得方法については、次のリンク先を参考にしてください。

（個人番号カード総合サイト）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kojinbango/index.html>

14 問合せ先

復興庁 男女共同参画班

電話：03-5545-7480